

外国人に **伝**えたいこと、**知**ってほしいこと

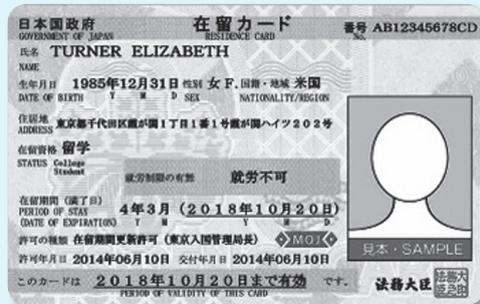
当センターでは、在住外国人の方の生活相談を多言語(英語、ポルトガル語、中国語、タガログ語)で行っています。ポルトガル語及びタガログ語に関しては、外国人支援相談員を配置しております。秘密は守られますので、安心して相談してください。

このコーナーでは、外国人支援相談員が外国人に伝えたいこと、知ってほしいことをピックアップしてお知らせします。

～7月9日から新しい在留管理制度がスタート！～

主な変更点

1. 「在留カード」を交付
2. 在留期間が最長5年に
3. 再入国許可の制度が変更
4. 外国人登録制度が廃止



その他、

「転入・転出の手続きが変わりました」

現在お住まいの市町村から他の市町村へ引っ越すときは、「転出届」をする必要があります。また、引っ越し先で「転入届」をするときは、「転出証明書」と「在留カード」が必要です。

「届け出の負担が減りました」

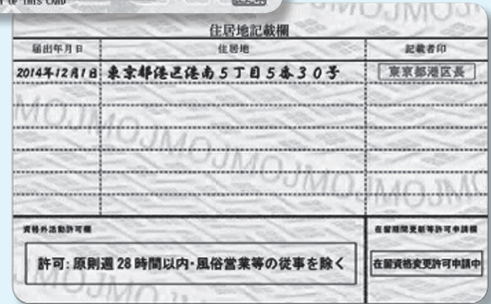
在留資格、パスポート、氏名、国籍、仕事の変更等については、市町村への届け出は不要です。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

外国人在留総合インフォメーションセンター(平日8:30～17:15)

電話番号：0570-013904

* IP 電話、PHS、海外からは03-5796-7112



～ 女性のための相談窓口を知っていますか～

「岐阜県女性相談センター」では、相談者と一緒に問題の解決方法を探り、人生を切り開いていくための助言や情報提供を行っています。費用は無料です。

こんな時、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

- 夫等からの暴力のこと
- 夫婦、親子、嫁姑など親族間のこと
- 近所、職場などの対人関係のこと
- 結婚、離婚、または異性間のこと
- その他、人に言えない悩みのあるとき

●電話相談受付

(平日) 9:00～21:00

(土・日・祝日) 9:00～12:00

13:00～17:00 * 年末年始を除く

●面接相談受付

(平日) 9:00～17:00 * 年末年始を除く

※原則、事前予約制

●電話番号 058-274-7377

●場 所

岐阜県女性相談センター

(岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館2階)

タガログ語の通訳を介した相談に関しては、毎月第2木曜日の13時～16時30分を定期相談日としております。それ以外の日時、あるいは、その他の言語(英語、ポルトガル語、中国語)での対応も可能な範囲で実施しています。通訳が必要な場合は、事前に当センター又は岐阜県女性相談センターまでお電話でご相談ください。